

発委第1号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、新たな協議又は調整を行うための場の設置に関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="341 703 762 801">第15章 <u>協議又は調整を行うための場</u></p> <p data-bbox="293 826 762 864"><u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p data-bbox="245 893 762 1167">第116条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「<u>協議等の場</u>」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p data-bbox="245 1196 762 1413">2 <u>前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p data-bbox="245 1442 762 1659">3 <u>前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p data-bbox="245 1688 762 1906">4 <u>協議等の場は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上が同意したときは、秘密会を開くことができる。</u></p> <p data-bbox="245 1935 384 1973">5 (略)</p>	<p data-bbox="908 703 1345 741">第15章 <u>全員協議会</u></p> <p data-bbox="860 826 1345 864"><u>(全員協議会)</u></p> <p data-bbox="812 893 1345 1167">第116条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、<u>全員協議会を</u>設ける。</p> <p data-bbox="812 1442 1345 1541">2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></p> <p data-bbox="812 1688 1345 1906">3 <u>全員協議会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上が同意したときは、秘密会を開くことができる。</u></p> <p data-bbox="812 1935 951 1973">4 (略)</p>

<p>6 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p><u>別表（第116条関係）</u></p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>5 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>【別記1 参照】</p>
--	--

【別記1】

改正後

<u>名称</u>	<u>目的</u>	<u>構成員</u>	<u>招集権者</u>
<u>全員協議会</u>	<u>議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うこと。</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>
<u>広報広聴協議会</u>	<u>議会の広報及び広聴に関する協議又は調整を行うこと。</u>	<u>全議員（ただし、議長を除く。）</u>	<u>議長</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。